

「保育園における薬の投与についてのお願い」

(1) 「保育園における薬の投与について」

お子さんが病気になった時には、それを治療するために医師から薬を出していただくか、医師の処方箋によって薬局から薬を購入して、保護者がお子さんに与えるのが普通です。**本来、薬は患者本人が服用し、むやみに人が与えることができないことになっています。**しかし、子どもの場合は、薬の管理を適正に扱うことができないために医師の指示で親（親権者）が代わって飲ませています。保護者は、本人（子ども）の全責任を負うことができるからです。従って、**原則としては、保育園では薬がお預かりしないことになっています。**

しかし、かかりつけの医師から処方された薬で、医師と相談された上で、保育園でお薬を飲ませたり、使ったりして通常の保育ができると判断し、**希望される場合のみ、保護者の依頼を受けて代わって与えるようにしたいと考えます。**

ただ、薬の取り扱いについては、問題の起こることも懸念されますので、「**下記の注意事項**」を厳守して下さい。保育園でも細心の注意を払って対応いたしたいと思っておりますので、趣旨をご理解いただいてご協力をよろしくお願い致します。

(2) 「保育園に薬を持参するにあたっての注意事項」

1. 原則として保育園では、薬の投与は致しませんが、保護者が来園して薬を与えることがやむを得ずできない場合は、万全を期すため『**くすり連絡票**』に**必要事項を記載して、薬を同封し**、保育園に渡していただきます。
2. 薬は、お子さんを診察した医師が処方して調剤したもの。または、その医師の処方によって薬局で調剤したものに限りま。
3. 保護者の個人的な判断で持参した薬は、保育園では対応できません。
4. 医師の診察を受ける際に、「子どもが保育園に通園中で、保育園では原則として薬の使用ができないこと」を主治医の先生に伝えてください。
5. 保育園でも、薬を飲ませる必要がある時は、**主治医に「予薬指示書」を書いていただいて、それをもとに『くすり連絡票』を記入し、持参薬とともに保育園に提出してください。（薬は、一回分のみを封筒に入れてください。）**
6. **座薬の使用は、原則として行いません。**やむを得ず使用しなければならない場合は、主治医に具体的な指示書を書いていただいて、それをもとに保育園（担当は主任）に連絡してください。協議した上で対応いたします。
7. はじめて使用する座薬については、対応できません。
8. 「熱が出たら飲ませる」「咳が出たら・・・」「発作が起こったら・・・」というような症状を判断して与えなければならない場合は、保育園ではその判断ができませんので、

その都度保護者にご連絡することになりますのでご承知ください。

9. 慢性の病気（気管支炎・てんかん・糖尿病・アトピー性皮膚炎など）のように経過が長引くような病気）の日常における投薬や処置については、保育所保育指針（厚生労働省）によって子どもの主治医または嘱託医の指示書に従うと共に、相互の連携が必要ですので、保育園（担当は主任）に連絡してください。協議した上で対応いたします。

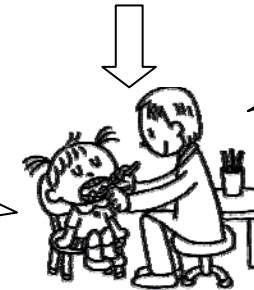
< 薬の投与について >

① 子どもが病気になったら



「保育園では、薬の投与はしないのが原則ですが、薬はどうしたらいいですか？」

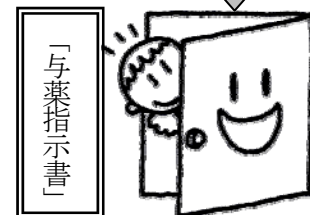
② 主治医の診察を受けましょう



(A) 保育園でも飲ませた方がいいでしょう。

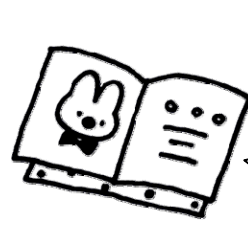
(B) 薬の回数を2回にして、保育園では飲まないでいいようにしましょう。

何も必要ありません。

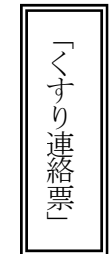


主治医の先生に『与薬指示書』を書いていただき、保育園に提出する。

『与薬指示書』をもとに、「くすり連絡票」を書いて、一回分の薬を保育園に持っていく。



「与薬バインダー」に『与薬指示書』と『くすり連絡票』をはさむ。



クラスの薬箱に薬一回分を名前を書いて入れる